「簡易な施工計画」作成の注意点

　総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により，徳島県電子入札システムでは，平成２９年７月１日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため，総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）の標準様式をワードファイルに変更しています。

　平成２９年７月１日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は，ＰＤＦ形式に変換して申請してください。

　なお，簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も，なるべくＰＤＦ形式にて提出するようにしてください。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： Ｒ２波土　浅川港海岸（浅川地区）　海・浅川　自動閉鎖陸閘工事（２）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「品質・施工の確認方法，管理方法」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 当該陸閘は，特殊な構造を持つ自動閉鎖陸閘でかつ，大型の扉体（W=8.0m,H=3.0m）であることから，運搬を考慮した扉体の分割が必要となるとともに出来形精度や品質の確保が求められる。  また，現地搬入後の扉体の組立て・据付け時に支障を及ぼさないよう，運搬（積込み・運搬・荷下ろし）時に，扉体等の変形・破損を防ぐ取り組みが必要となる。  加えて，隣接する水門が施工中であり施工ヤードが競合する都合上，当該陸閘は当面の間，浅川港内に保管し水門が完成後，別途工事により設置する計画である。  これらのことを踏まえて，次の全ての事項について具体的に記述すること。  ①製作における品質確保について  ②運搬（積込み・運搬・荷下ろし）における変形・破損防止対策について  ③製作した陸閘の保管方法について |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： Ｒ２波土　浅川港海岸（浅川地区）　海・浅川　自動閉鎖陸閘工事（２）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「品質・施工の確認方法，管理方法」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ①製作における品質確保について  ②運搬（積込み・運搬・荷下ろし）における変形・破損防止対策について  ③製作した陸閘の保管方法について |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： Ｒ２波土　浅川港海岸（浅川地区）　海・浅川　自動閉鎖陸閘工事（２）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 当工事は，大型の自動閉鎖陸閘の製作とともに，一連する胸壁工を施工するものである。  陸閘は工場製作のため，各種の機械設備・機器の取扱いや，場内での作業員の安全管理には十分な対策が必要であり，かつ労働災害を予防する観点から作業環境への配慮も求められている。  さらに，製作された陸閘は，別途工事で設置する計画であるため，それまでの間，浅川港内で保管することになり，港内への荷下ろしに際しては，地元関係者，港湾利用者等に支障がないよう配慮することも必要である。  また，胸壁工の施工に際しては，既設構造物の取壊しや現道掘削を伴うため，隣接する町道や漁業活動に利用されている物揚場の通行に影響を生じることから，利用者の安全確保について，十分な対応がもとめられるとともに，隣接して施工している自動閉鎖陸閘工事（１）との調整も必要である。  これらのことを踏まえて，次の全ての事項について具体的に記述すること。  ①製作時における安全確保について  ②荷下ろし時の安全確保について  ③胸壁工施工時の安全確保について |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： Ｒ２波土　浅川港海岸（浅川地区）　海・浅川　自動閉鎖陸閘工事（２）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ①製作時における安全確保について  ②荷下ろし時の安全確保について  ③胸壁工施工時の安全確保について |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： Ｒ○○　○○○○○工事　　←※工事名が間違っていないか確認を！

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上の課題への対応」の的確性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ○○ということ（工事特性）に鑑み，○○する観点から，次の事項について記述すること。  　①　○○・・・  　②　△△・・・  　③ ■■・・・  　④ ××・・・  ※①の項目についての記述に対して，②の項目で評価することはないので，  　　テーマに沿った記述になっているのか，再確認を！  特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る（補足：工程表）を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上とする。  　なお，「記述枠」の規格値は縦21.0cm，横17.0cm以内とし，55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし，アンダーラインを使用して記述した箇所については，評価の対象としないので注意すること。  　また，執行機関での印刷結果において，以下の項目に一つでも該当する場合は，「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。  ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合  ②「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から５mmを超えて大きい場合  ③「記述枠」内に56行以上の記述がある場合  ④ Ａ４版でない場合  ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合  注１：手書きの場合も同様とする。  注２：文字のうち，写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題，図表等と一体とみなすことができる名称等，また，英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。  注３：「記述枠」内に県が記載している文章については，テーマ番号以外は削除しても良いが，記載が残っている場合は，行数に含める。  注４：空白行は，行数に含めない。  注５：写真・図は行数に含めないが，表中の行は行数に含める。  ＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞ |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。